

株式会社 コジマ 定款

昭和38年 8月20日作成

昭和38年 8月20日公証人認証

昭和38年 8月22日会社設立

平成 2年 6月29日定款一部変更

平成 4年 6月26日定款一部変更

平成 5年 1月22日定款一部変更

平成 6年 6月29日定款一部変更

平成 7年 6月29日定款一部変更

平成 8年 6月27日定款一部変更

平成 9年 6月27日定款一部変更

平成11年 6月29日定款一部変更

平成12年 6月29日定款一部変更

平成13年 6月28日定款一部変更

平成14年 6月27日定款一部変更

平成15年 6月27日定款一部変更

平成16年 6月29日定款一部変更

平成18年 6月29日定款一部変更

平成21年 6月26日定款一部変更

平成24年 8月29日定款一部変更

平成25年11月25日定款一部変更

平成27年11月25日定款一部変更

令和 4年11月16日定款一部変更

令和 5年 3月 2日定款一部変更

令和 6年11月20日定款一部変更

定 款

第1章 総 則

【商 号】

第 1 条 当会社は、株式会社 コジマと称し、英文では、K o j i m a C o . , L t d . と表示する。

【目 的】

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気製品の販売
2. 電気通信工事業
3. 電気工事業
4. 太陽光発電設備、充電設備、給排湯設備、空調設備の販売及び工事
5. 建築工事、リフォーム工事、土木工事、水道工事等の請負業
6. 医療機器の販売
7. 家庭電化製品の卸売業
8. 医薬品および飲料水の販売
9. 宝石、アクセサリー、その他貴金属雑貨の販売
10. スポーツ用品の販売
11. 美術工芸品の販売
12. 家具、事務用品の販売
13. メガネ、コンタクトレンズ及び同部品並びに同付属品の販売
14. 光学品及び同部品並びに同付属品の販売
15. 書籍の販売
16. コンピューター関連機器及びソフトウェアの設計・製造・販売並びに技術指導
17. 古物の売買
18. 駐車場の経営
19. 食料品及び家庭用雑貨並びに日用雑貨品の販売
20. 飲食店の経営
21. 旅行業法に基づく旅行業
22. 不動産賃貸及び管理運営事業
23. 賃貸マンション経営
24. 損害保険代理店業
25. 放送法による委託放送業務
26. 介護保険法による在宅サービス事業
27. 漢方生薬を主成分とする健康食品の製造及び販売
28. 化粧品の製造及び販売
29. 生命保険の募集に関する業務
30. 酒類の販売
31. 魚、肉の加工及び販売並びに惣菜・菓子の製造及び販売
32. 不動産売買、斡旋
33. 婦人服の販売
34. 情報処理、文書作成等の事務処理請負業
35. 一般及び特定労働者派遣事業
36. カルチャーセンターの経営

37. 著作権、著作隣接権その他の知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理および譲渡
38. 広告代理業
39. 農産物、畜産物、水産物の生産・加工及び販売
40. 自動車・自転車の販売並びにそれらのタイヤ・チューブ・ホイール・付属品の修理及び販売
41. 自動車リース業及び自動車レンタル業
42. 自動車整備業及び車検に関する指導・相談・斡旋
43. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
44. 使用済家庭用電気製品の再生処理及び再生製品の販売
45. 廃棄物の収集、運搬及び再生処理事業
46. 前各号に附帯する一切の業務

【本店の所在地】

第 3 条 当会社は、本店を宇都宮市に置く。

【機 関】

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

【公告方法】

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

【発行可能株式総数】

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、97,200,000株とする。

【自己の株式の取得】

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

【単元株式数】

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

【単元未満株式についての権利】

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

【株主名簿管理人】

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

【株式取扱規則】

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

【招 集】

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

【基 準 日】

第 13 条 当会社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

【招集権者および議長】

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

【電子提供措置等】

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

【決議の方法】

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

【議決権の代理行使】

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

【議事録】

第 18 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役および取締役会

【員 数】

第 19 条 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は、15名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

【選任方法】

第 20 条 監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

【任期】

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

【取締役会の招集権者および議長】

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

【取締役会の招集通知】

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

【重要な業務執行の委任】

第 24 条 当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

【取締役会の決議方法等】

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

【取締役会の議事録】

第 26 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

② 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

【代表取締役および役付取締役】

第 27 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

【取締役会規則】

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

【報酬等】

第 29 条 監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ區別して株主総会の決議によって定める。

【取締役との責任限定契約】

第 30 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

【監査等委員会の招集通知】

第 31 条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。

- ② 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ③ 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

【監査等委員会の決議方法】

第 32 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

【監査等委員会の議事録】

第 33 条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

【常勤の監査等委員】

第 34 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

【監査等委員会規則】

第 35 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

【事業年度】

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

【剰余金の配当等】

第 37 条 当会社は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって会社法第459条第1項各号に定める事項を定めることができる。

- ② 当会社の期末配当基準日は、毎年8月31日とする。
- ③ 当会社の中間配当基準日は、毎年2月末日とする。
- ④ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金を配当することができる。

【除斥期間】

第 38 条 剰余金の配当および中間配当は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

② 未払配当金には利息をつけないものとする。